

平成二十三年七月十九日受領  
答弁第三一三三号

内閣衆質一七七第三一三三号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出菅首相の政治主導により実施されるストレステスト等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員山本拓君提出菅首相の政治主導により実施されるストレステスト等に関する質問に対する

### 答弁書

#### 一について

原子力の安全確保とは、国際原子力機関（IAEA）が中心となって策定した基本安全原則において示されているとおり、個人及び環境を放射線の有害な影響から防護することであると認識している。

#### 二について

お尋ねの「三号機で起きた水素爆発」とは平成二十三年三月十四日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の三号機で起きた水素爆発と考えられるが、同じく水素爆発と思われる事象が発生した第一号機、第二号機及び第四号機を含め、お尋ねの「建屋の破壊時の建屋内気圧」については不明である。

#### 三及び四について

経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成二十三年三月三十日に各電気事業者等に指示した緊急安全対策の実施状況について、立入

検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、炉心を管理された状態で維持し冷温停止状態につなげることが出来る対応の手順の整備や必要な機器の配備を行っていることなどを確認している。また、保安院においては、同年六月七日に、各電気事業者等に対し、炉心損傷等のシビアアクシデントが万一発生した場合でも迅速に対応するために直ちに取り組むべき措置として、緊急時における発電所構内通信手段の確保、水素爆発防止対策等の実施を指示し、当該指示に対する各電気事業者等からの報告を踏まえ、立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、これらの措置が適切に実施されていることを確認している。さらに、内閣府原子力安全委員会においては、同年七月六日に、保安院に対し、既設の発電用原子炉施設について、設計上の想定を超える外部事象への頑健性に関する総合的な評価を行うことを要請し、その手法及び実施計画を報告することを求めている。今後とも、政府としては、引き続き事故の原因については予断なく徹底的な検証を行い、その検証で得られた知見を踏まえ、原子力の安全確保に万全を期してまいりたい。

お尋ねの「具体的なスケジュール」については、個々の対策によって異なるが、例えば防潮堤の設置、

原子炉建屋の水密化工事については二年から三年程度で完了する予定であることを確認しており、今後とも対策の確実な実施を各電気事業者等に対して促してまいりたい。